

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	令和6年度学童保育室入室申請受付について（令和6年4月入室）										
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課										
内 容	<p>令和6年4月に入室を希望する児童を対象に、学童保育室入室申請受付を開始した。なお、今年度から一斉受付期間においてオンライン申請での受付を行った。</p> <p>1 入室申請一斉受付について</p> <p>(1) 申請受付期間 令和5年11月6日（月）から12月1日（金）まで ※ 一斉受付期間を過ぎて申請された場合は、期間内申請者の入室を決定した後に審査し追加の入室決定を行う。</p> <p>(2) 申請受付場所・時間</p> <table border="1" data-bbox="470 1025 1437 1469"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所南館3階 (住区推進課)</td> <td>月～金曜日 午前8時30分～午後5時</td> </tr> <tr> <td>各学童保育室</td> <td>月～土曜日 午後1時30分～午後6時 (第1希望の学童保育室に提出)</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場 (区役所1階)</td> <td>11月26日（日） 午前9時～午後4時</td> </tr> <tr> <td>オンライン申請</td> <td>11月6日（月）午前 0時00分から 12月1日（金）午後11時59分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 12月2日以降は、住区推進課または各学童保育室で書面での受付を行う。</p> <p>2 スケジュール</p> <p>令和5年10月20日（金）入室申請案内の配布開始 11月 6日（月）入室申請一斉受付開始 12月 1日（金）入室申請一斉受付締切 令和6年 2月16日（金）承認（不承認）通知発送（一斉受付分） 3月下旬 承認（不承認）通知発送（追加決定分）</p>	受付場所	時 間	区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	各学童保育室	月～土曜日 午後1時30分～午後6時 (第1希望の学童保育室に提出)	区役所特設会場 (区役所1階)	11月26日（日） 午前9時～午後4時	オンライン申請	11月6日（月）午前 0時00分から 12月1日（金）午後11時59分まで
受付場所	時 間										
区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時										
各学童保育室	月～土曜日 午後1時30分～午後6時 (第1希望の学童保育室に提出)										
区役所特設会場 (区役所1階)	11月26日（日） 午前9時～午後4時										
オンライン申請	11月6日（月）午前 0時00分から 12月1日（金）午後11時59分まで										

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件 名	高校生等医療費助成制度（マル青^{あお}）の実績報告について				
所 管 部 課	福祉部 親子支援課				
内 容	<p>子どもの医療費助成について、令和5年4月から対象を高校生相当年齢（18歳を迎えた最初の3月31日まで）まで拡大した。ついては、令和5年9月までの実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 受給実績（9月末現在）</p> <p>現高校1年生については子ども医療費助成の資格が継続するため自動更新した。現高校2、3年生については年齢到達により一度資格が喪失しているため、令和4年11月末に申請書を送付した。</p> <p>(1) 受給者 15,580人</p> <p>(2) 未申請者 254人（申請が必要となる高校2、3年生全体の約3%）</p> <p>2 助成実績（7月末現在）</p> <p>(1) 件数 55,248件</p> <p>(2) 助成額 143,029,016円</p> <p>【内訳】（ ）内は助成額に対する割合</p> <table border="1" data-bbox="491 1451 1331 1563"> <tr> <td>都補助金対象</td> <td>91,209,026円(63.8%)</td> </tr> <tr> <td>区の負担額</td> <td>51,819,990円(36.2%)</td> </tr> </table> <p>3 区の負担額</p> <p>都補助金の対象外となる費用については以下のとおり</p> <p>(1) 所得制限超過世帯の医療費</p> <p>ア 東京都が設定する所得制限額を超過した世帯が該当</p> <p>※ 所得制限額は、扶養1人の場合で660万円</p> <p>イ 人数 2,654人（受給者の約17%）</p> <p>(2) 所得判定不可世帯等の医療費</p> <p>ア 保護者及び配偶者が1月1日現在足立区に居住していない世帯等が該当</p> <p>イ 人数 627人（受給者の約4%）</p>	都補助金対象	91,209,026円(63.8%)	区の負担額	51,819,990円(36.2%)
都補助金対象	91,209,026円(63.8%)				
区の負担額	51,819,990円(36.2%)				

(3) 外来診療時の自己負担分

ア 通院1回につき200円(上限)を自己負担

イ 人数 全ての受給者

4 今後の方針・課題

令和7年度までは都の補助割合は10/10であるが以降は1/2とすることが基本的な枠組みとなっている。令和8年度以降の対応については、「区と都の協議の場」において引き続き検討していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	医療機関型産後ケアのオンライン申請開始について
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	<p>こども家庭庁母子保健課からの事務連絡『産後ケア事業の更なる推進について』により、産後ケアの利用対象者が拡大された。</p> <p>この変更に伴い、保健師等による面接後の申請受付に加え、オンラインによる申請受付を追加する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象者の拡大</p> <p>(1) 変更前 家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、心身の不調、育児に対する不安があるもの</p> <p>(2) 変更後 産後ケアを必要とするもの</p> <p>2 申請の方法</p> <p>(1) 保健予防課での窓口 利用者の状況に応じて、保健師が面接する場合あり</p> <p>(2) 区ホームページからのオンライン申請【追加】 利用者の状況に応じて、保健師から後日連絡する場合あり</p> <p>3 産後ケアの利用・予約の方法</p> <p>(1) 利用承認後に、申請者が施設に直接連絡し、利用日の日程調整を行ったうえで予約を取る。</p> <p>(2) 利用日当日は、利用承認通知書・母子健康手帳・利用負担金を持参のうえ利用する。</p> <p>4 事業開始 令和6年1月4日</p> <p>5 周知方法 あだち広報1月1日号、区ホームページ、スマイルママ面接等</p>

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

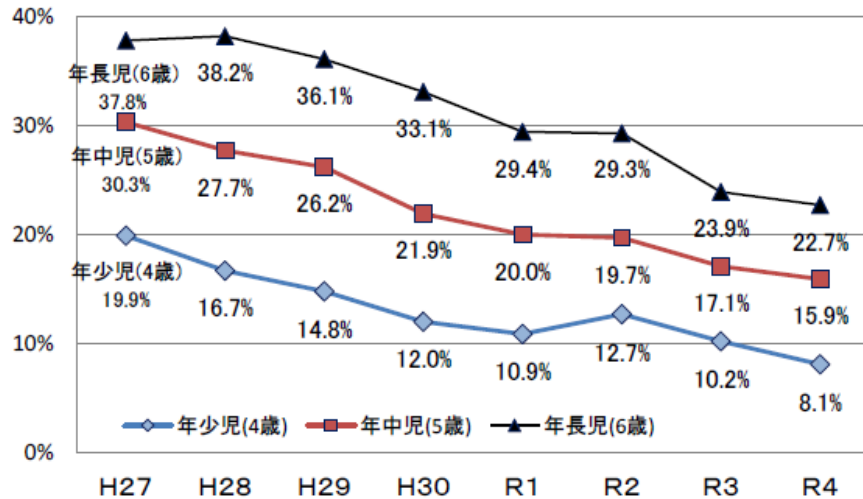
件名	令和4年度あだちっ子歯科健診の実施結果について																																													
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課 衛生部 データヘルス推進課																																													
内容	<p>「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」の一環として、むし歯が増えやすい年少児(4歳)～年長児(6歳)全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋がる取組を進めている。</p> <p>令和4年度に実施した結果がまとまったので報告する(別添2参照)。</p> <p>1 施設参加率と受診率(図1)</p> <p>(1) 教育・保育施設の参加率は、6年連続100% 全219施設で実施し、14,331名が受診した。</p> <p>(2) 歯科健診受診率は、施設通園児が微増、未通園児等は増加</p> <p>ア 施設通園児の受診率は99.0%(前年度+0.3ポイント増)と高水準を維持している。</p> <p>イ 家庭保育又は認可外保育施設(認証保育所を除く。)、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等や区外の教育・保育施設に通っている子ども(以下「未通園児等」という。)のうち、区外通園児を除く受診率は、3か所の認可外保育施設に歯科医師が赴いて歯科健診を実施したことにより、前年度より9.6ポイント増加し、30.6%となった。</p> <p>(図1) 施設参加率と受診率(経年)</p> <table border="1"> <caption>(図1) 施設参加率と受診率(経年)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設参加率</th> <th>施設通園児受診率</th> <th>未通園児等受診率</th> <th>区外通園児受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>100.0%</td> <td>93.6%</td> <td>8.6%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>100.0%</td> <td>97.2%</td> <td>9.4%</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>100.0%</td> <td>99.1%</td> <td>13.5%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> <td>13.0%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>100.0%</td> <td>99.4%</td> <td>14.3%</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>100.0%</td> <td>98.6%</td> <td>17.3%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>100.0%</td> <td>98.7%</td> <td>21.0%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> <td>30.6%</td> <td>8.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 未通園児等受診率の増加は9.6ポイント増、区外通園児受診率の減少は5.2ポイント減。</p>	年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率	H27	100.0%	93.6%	8.6%	4.2%	H28	100.0%	97.2%	9.4%	5.1%	H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%	H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%	R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%	R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%	R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%	R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%
年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率																																										
H27	100.0%	93.6%	8.6%	4.2%																																										
H28	100.0%	97.2%	9.4%	5.1%																																										
H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%																																										
H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%																																										
R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%																																										
R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%																																										
R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%																																										
R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%																																										

2 主な結果

(1) 乳歯にむし歯がある子どもの割合は、前年度より減少

事業開始当初(H27年度)からみると、年長児(6歳)は15.1ポイント、年中児(5歳)は14.4ポイント、年少児(4歳)は11.8ポイントと大きく減少している。

(図2) 乳歯にむし歯がある子どもの割合
(むし歯がある子どもの割合は、処置歯も含む。)

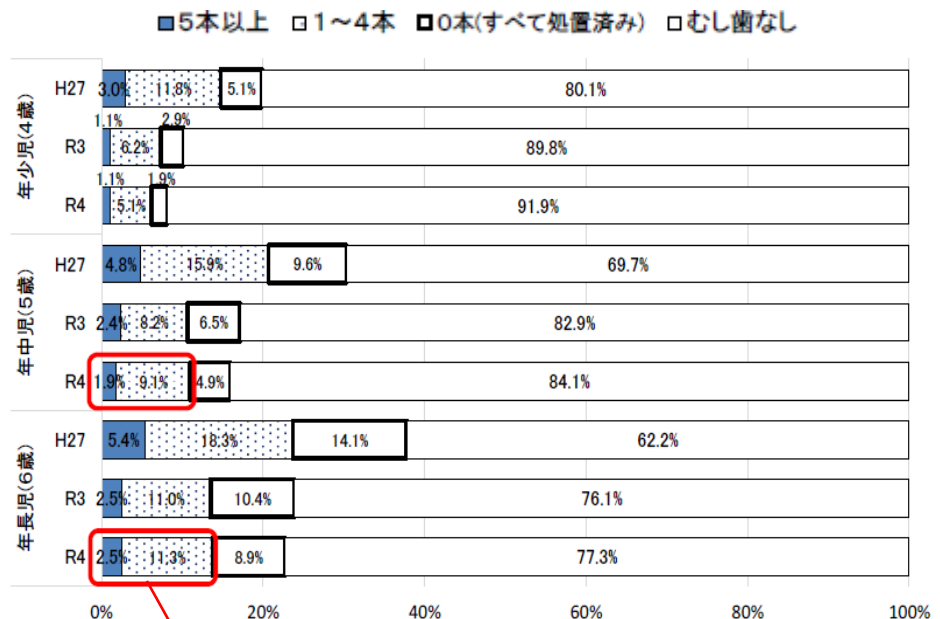


※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため秋に歯科健診を実施

(2) 未処置のむし歯がある子どもの割合は、年中児・年長児で微増
ア 未処置のむし歯がある子どもの割合は、年中児・年長児で前年度より微増となっている。

イ 未処置のむし歯が5本以上ある子どもの割合は、平成27年度からは半減しているが、前年度との比較では、年少児・年長児は横ばいとなっている。

(図3) 未処置のむし歯がある子どもの割合 (H27・R3・R4年度比)



「未処置のむし歯がある子」の割合は、年中児・年長児で前年度より微増となっている。

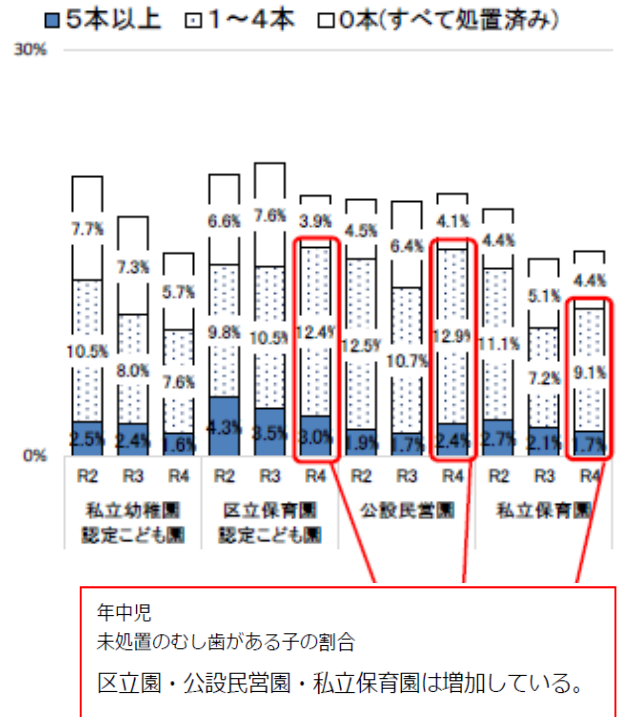
3 課題

(1) 保育園において未処置のむし歯がある子どもの割合が増加

「未処置のむし歯がある子どもの割合」を施設別にみると、私立幼稚園を除き、増加に転じている。新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたことを踏まえ、対策を検討する必要がある。

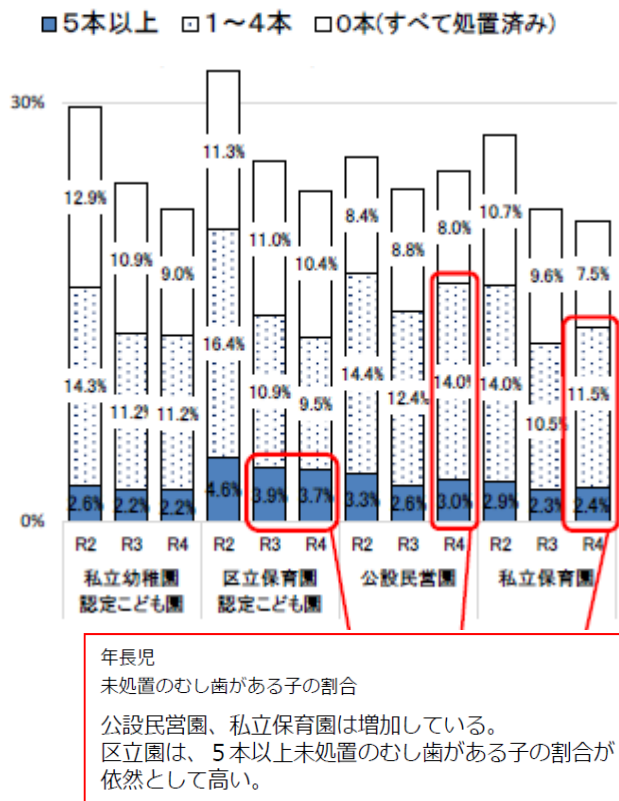
ア 年中児（5歳）

(図4) 未処置のむし歯がある子どもの割合（年中児・施設種別）



イ 年長児（6歳）

(図5) 未処置のむし歯がある子どもの割合（年長児・施設種別）

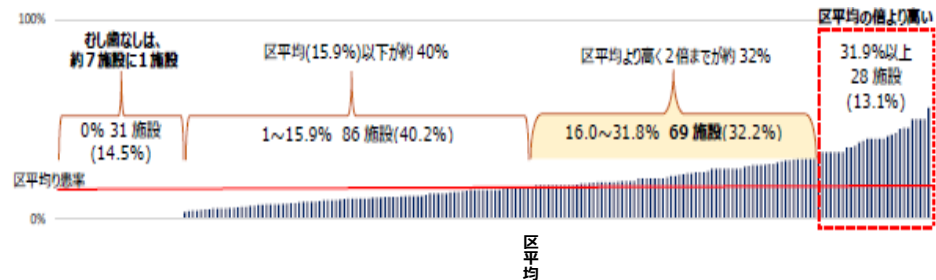


(2) 教育・保育施設におけるむし歯り患率(処置済のむし歯を含む)の二極化
 施設ごとのむし歯り患率を低い順にならべると、むし歯のない施設と、り患率の高い施設の二極化がみてとれる。また、年齢があがるにつれて、むし歯のない園も減少していることから、年少児(4歳)からの取組を支援していく必要がある。

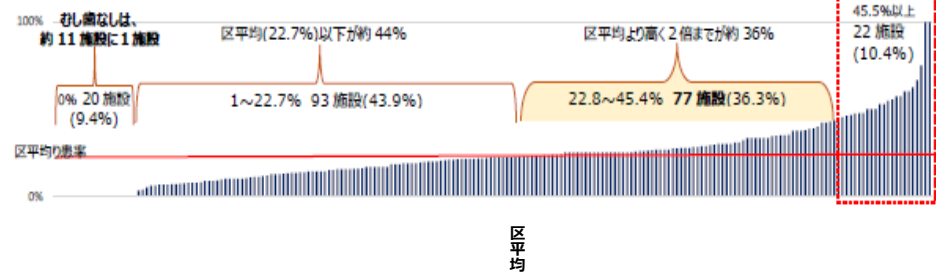
ア 年少児(4歳) 216施設(図6)



イ 年中児(5歳) 214施設(図7)



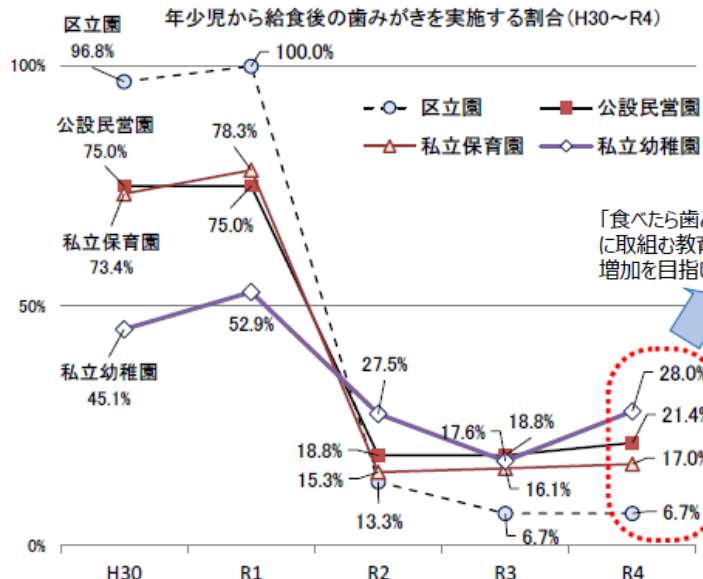
ウ 年長児(6歳) 212施設(図8)



ア~ウ全てが区平均を上回っている施設は32施設だった。

【参考】年少児から給食後の歯みがきをする教育・保育施設の割合(図9)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降大幅に減少している。



糖尿病対策アクションプラン「歯科口腔保健対策編—中間見直しによる改定版—」実績報告より

4 対策

課題	対策
(1) 保育園において未処置のむし歯がある子どもの割合が増加	ア 「あだちっ子園歯科医」のモデル事業を区立保育園3園で開始し、歯科健診に加えて、歯科保健指導・相談・職員研修の実施等、保育園・足立区歯科医師会・子ども家庭部が連携して、子どもの歯の健康課題を解決する仕組みを構築する。 イ 園が積極的に未処置のむし歯を有する子どもへの歯科受診勧奨を行い、治療につなげられるよう、情報提供等を行い、支援していく。
(2) 教育・保育施設におけるむし歯患率の二極化	ア 令和4年度歯科健診データを基に、未処置のむし歯がある子どもの割合が高い施設を優先に、「受診(治療勧奨)」や「保護者・職員による仕上げみがき」及び「歯によいおやつ」等の啓発を強化し、子どものむし歯予防を推進する。 イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、給食後の歯みがきを中止していた施設が安全に再開できるよう支援をし、年少児(4歳)からの歯みがき習慣の定着を図る。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について																																	
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課																																	
内容	<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 検査の概要</p> <table border="1" data-bbox="464 815 1449 1400"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模保育事業所</th> <th>家庭的保育事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和5年 7月20日 ～8月2日</td> <td>令和5年 5月25日 ～7月13日</td> </tr> <tr> <td>実施施設（者）数</td> <td>12施設 (全26施設中)</td> <td>50名 (全105名中)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (10月末改善確認件数)</td> <td>10件 (9件)</td> <td>13件 (3件)</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (10月末改善確認件数)</td> <td>7件 (2件)</td> <td>30件 (4件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項。 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用。</p> <p>※ 10月末までに改善が確認できていないものは、11、12月に実施する巡回訪問の中で確認を終える予定。</p> <p>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="405 1771 798 2110"> <p>小規模保育事業所</p> <p>■ 令和4年度 ■ 令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>30</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="900 1783 1331 2110"> <p>家庭的保育事業者</p> <p>■ 令和4年度 ■ 令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>		小規模保育事業所	家庭的保育事業者	実施期間	令和5年 7月20日 ～8月2日	令和5年 5月25日 ～7月13日	実施施設（者）数	12施設 (全26施設中)	50名 (全105名中)	文書指摘件数 (10月末改善確認件数)	10件 (9件)	13件 (3件)	口頭指導件数 (10月末改善確認件数)	7件 (2件)	30件 (4件)	項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	15	10	口頭指導	30	7	項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	13	13	口頭指導	28	30
	小規模保育事業所	家庭的保育事業者																																
実施期間	令和5年 7月20日 ～8月2日	令和5年 5月25日 ～7月13日																																
実施施設（者）数	12施設 (全26施設中)	50名 (全105名中)																																
文書指摘件数 (10月末改善確認件数)	10件 (9件)	13件 (3件)																																
口頭指導件数 (10月末改善確認件数)	7件 (2件)	30件 (4件)																																
項目	令和4年度	令和5年度																																
文書指摘	15	10																																
口頭指導	30	7																																
項目	令和4年度	令和5年度																																
文書指摘	13	13																																
口頭指導	28	30																																

3 検査結果の特徴

- (1) 小規模保育事業所については、文書指摘・口頭指導ともに昨年度より減少した。全体説明会における令和4年度検査結果報告等を通じ、指導内容に対する周知が進み、各種マニュアル等の整備がされたこと等が要因と考える。
- (2) 家庭的保育事業者については、文書指摘は昨年度と同件数、口頭指導は微増となった。検査実施の周期をこれまでの3年に1回から今年度は2年に1回に見直したことで、検査実施対象者は昨年度より18名の増となったが、多くの検査項目で指摘及び指導件数が減少し、改善がみられる。

4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細はP25～27 参照）

5 今後の方針

- (1) 文書指摘・口頭指導の内容について、全体説明会において全施設に対して説明し、改善等に向けて周知徹底を図る。
- (2) 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の強化を図る。
- (3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上での公表等、幅広く公表していく。

検査結果と改善への対応（小規模保育事業所）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	1 避難・消火訓練を実施していない月がある：5件（4件）	
	➡ 水害訓練を実施したが、火災を想定した消火訓練が未実施の月や、地震や火災を想定した避難を実施していない月があった。	
	改善済	5件。防災訓練計画書を見直す、職員会議において周知徹底するなど、改善状況報告書及び資料により確認した。
	2 子どもの健康診断を適切に実施していない：3件（3件）	
	➡ 特に年度の途中に施設の利用を開始した子どもや健診日に欠席した子どもについて実施回数不足が見られた	
	改善済	2件。受診の有無が一目瞭然で把握できる仕組みづくりのため「定期健康診断受診一覧確認表」等を作成済み。
	改善 確認中	1件。「定期健康診断受診一覧確認表」の作成を含めた改善状況報告書を再提出する。
	3 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：2件（2件）	
	➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月検便（配置換えの際は前月）を実施し、陰性を確認しなければならないが、未実施の月があった。	
改善済	2件。検体の提出の有無を把握できる「検便提出チェック表」等を作成済み。	
口 頭 指 導 （ 主 な も の ）	1 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない：2件（3件）	
	➡ 職員会議や職場内研修を通じて職員に各種マニュアルを周知徹底し、その内容を記録して施設全体で認識を共有するよう指導した。	
	改善済	2件。検査員が施設に架電し、全職員に各種様々なマニュアルの周知徹底を計画的に実施し、その内容を記録していることを確認済み。巡回訪問時にマニュアルに対する全職員の理解や共通認識を図っているかを確認する。
	2 安全対策に関する必要な措置が不十分である：1件（0件）	
	➡ 子どもの安全確保のための対策として、不審者対応訓練が実施されていなかった。	
	改善 確認中	1件。年度内の巡回訪問で訓練計画書などを確認する。
	3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：1件（5件）	
	➡ 入園して間もない子どもに対し仰向け寝の徹底がされていない状況があった。子ども一人ひとりの状況を把握できるまでの間は、仰向け寝を徹底することを指導した。	
	改善 確認中	1件。年度内の巡回訪問で、園長及び職員が仰向け寝の徹底について共通認識をもち取り組んでいるか確認する。

検査結果と改善への対応（家庭的保育事業者）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	1 子どもの健康診断を適切に実施していない：4件（3件）	
	➡ 入室児について、利用開始前の健康診断が未実施だった。また、入室後の年度内2回の健康診断が未実施だった。	
	改善 確認中	4件。改善状況報告書全件提出。年内の巡回訪問で確認する。
	2 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：3件（4件）	
	➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月検便を実施し、陰性を確認しなければならないが、未実施の月があった。	
	改善 確認中	3件。改善状況報告書全件提出。うち1件につき再提出要請中。年内の巡回訪問で確認する。
	3 避難・消火訓練を実施していない月がある：2件（5件）	
	➡ テレビ放送やインターネットで状況を確認しただけで、避難行動を伴っていない月があった。また、訓練実施日のみで訓練内容が記載されていない訓練記録があった。	
	改善済	2件。改善状況報告書全件提出。検査日以降に実施した訓練は避難行動を伴っていたことを訓練記録により確認した。
	4 自己評価を行っていない：1件（0件）	
	➡ 令和4年度家庭的保育事業者の自己評価を行っていなかった。	
	改善 確認中	1件。改善状況報告書提出。年内の巡回訪問で実施を確認する。
	5 離乳食の提供をしていない：1件（0件）	
	➡ 家庭的保育事業者が事業所内で調理し、提供するよう規定しているが提供されていなかった。	
改善 確認中	1件。改善状況報告書提出。年内の巡回訪問で確認する。	
6 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：1件（0件）		
➡ 事件・事故等が発生した際には速やかに区へ報告するよう指導した。		
改善 確認中	1件。改善状況報告書は提出されていたが改善内容について報告書の再提出を要請中。	
7 部分的に保育とは無関係な支出が混じっている：1件（0件）		
➡ 部分的に保育とは無関係な支出が混じっていた。保育と無関係な支出は含めないように指導した。		
改善済	1件。検査後に会計帳簿及び証憑書類が提出され改善を確認した。	

1 カーテン・じゅうたん等が防炎性能を有していない：7件（6件）	
➡ ジョイントマット等の敷物について、防炎性能が確認できないものが使用されていた。防炎性能のあるものに取り替えるか撤去するよう指導した。	
改善 確認中	7件。年内の巡回訪問で防炎性能の有無等を確認する。
2 雇用契約書が一部作成されていない：2件（1件）	
➡ 事業者を助け、共に業務を行う補助者に対する雇用契約書が一部で作成されていなかった。補助者の採用時に必ず作成するよう指導した。	
改善 確認中	2件。今後の巡回訪問で作成を確認する。
3 出勤簿の記録内容に誤記がある：2件（5件）	
➡ 補助者の出勤簿の勤務時間数誤りにより、給与の過払いや未払いが発生した。出勤簿は事業者・補助者の双方で確認し、過不足分については今後の給与で調整するよう指導した。	
改善済	1件。検査時に出勤簿を訂正、給与明細書により正しい給与額の支給を確認した。
改善 確認中	1件。検査時に出勤簿の訂正を確認。正しい給与額が支給されているか確認中。
4 児童出欠表の記録が不十分である：2件（0件）	
➡ 児童出欠表の送迎時間の記録方法が誤っていたため、正しく記録するよう指導した。	
改善済	2件。正しく記録されたことを出欠簿で確認した。
5 アレルギー疾患を有する子どもへの対応が不十分である：2件（0件）	
➡ アレルギー疾患を有する子どもについては、保育開始前に保護者から子どもの抱えるアレルギーについて詳細に記載した書類を提出してもらう決まりになっているが提出されていなかった。保護者に提出してもらい、子どもの状況を共有した後保育を開始するよう指導した。	
改善済	1件。巡回訪問で提出を確認した。
改善 確認中	1件。年内の巡回訪問で提出を確認する。
6 公定価格等に基づく人件費支出が不適切である：3件（5件）	
➡ 新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園した際、休園日に勤務予定だった補助者には給与を支給すべきところ、支給していなかった。国及び区からこのような場合に通常どおりの賃金を支給するよう通知が出されており、その旨説明し支給するよう指導した。	
改善済	1件。給与明細書の提出により追加支給を確認した。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について				
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課				
内容	<p>1 令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について 認可保育所、区立認可外保育施設、認定こども園（長時間利用）、小規模保育及び家庭的保育の利用申込みの受付について、以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 利用申込対象施設</p> <p>ア 区立・私立認可保育所 イ 区立認可外保育施設 ウ 区立・私立認定こども園（長時間利用） エ 地域型保育（小規模保育・家庭的保育）</p> <p>(2) 利用申込案内の配布</p> <p>ア 開始日 令和5年10月23日（月）から</p> <p>イ 配布場所</p>				
	配布場所		配布時間		
	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）		開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで		
	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）				
区立・私立認可保育所 区立認定こども園		開園時刻から閉園時刻まで			
<p>(3) 利用申込受付期間 令和5年11月20日（月）～12月5日（火）</p>					
受付場所・方法		○…受付可 △…一部可 ×…受付不可		受付時間	
		平日	土		日
オンライン申請		○	○	○	24時間受付
区役所特設会場		○	×	△	午前9時から午後4時まで
<p>※ 11月23日（木・祝）、25日（土）、12月2日（土）、3日（日）は、区役所特設会場での受付は行わない。</p>					

(4) スケジュール

令和5年10月23日(月)	利用申込案内の配布開始
11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月20日(月)	利用申込受付開始
12月5日(火)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
令和6年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

2 令和6年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整に係る「調整指数表」及び「実施指数が同点時の優先順位」について、以下のとおり見直しを行う。

なお、この規定は令和6年4月入所分(令和5年11月20日～12月5日受付)から適用する。

(P31、足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表(調整指数表)新旧対照表)

(1) 保育施設の閉園・休園等に対応するための指数の見直し

ア 調整指数表の調整指数番号20「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児の場合」の改正(加点4点)

(ア) 改正理由

上記保育施設の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

上記保育施設在籍児の「年齢上限による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

イ 調整指数表の調整指数番号21「東京都認証保育所等の在籍児の場合」の改正(加点4点)

(ア) 改正理由

東京都認証保育所等の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

東京都認証保育所等の在籍児の「年齢上限等による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

(2) きょうだい希望保育施設に在籍中の入所申込児童に対する実施指数が同点時の優先順位の見直し

ア 改正理由

入所申込児童のきょうだい希望保育施設に在籍中でも待機となる事例が多くあり、配慮が必要なため。

イ 改正内容

優先順位5番目の「希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する(在籍児のいる施設に限る)」を優先順位1番目に繰り上げ、現行の優先順位1番目から4番目を1つずつ繰り下げる。

3 小規模保育、家庭的保育等の卒園後の預け先の確保

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込みを受け付ける「先行利用調整」を実施する。

(1) 対象施設・対象者

- ア 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の2歳児
- イ 青井おひさま保育園及びコンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2歳児

(2) 募集人数

200人（見込数）

- ※ 募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。
- ※ 先行利用調整に申込みしない場合、又は待機になった場合でも、通常の令和6年4月入所申込みが可能

【参考】過去の申込状況等

年月	申込者数	内定者数	内定率
令和4年4月	142人	113人	80%
令和5年4月	123人	103人	84%

- ※ 待機になった方も最終的に保育施設又は幼稚園に内定している。

4 保育コンシェルジュによる相談体制

令和6年4月利用申込みに向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】保育コンシェルジュ利用延べ人数 単位：人

場所	令和3年度	令和4年度	増減
区役所	2,151	2,507	356
オンライン説明会	27	644	617
オンライン相談	427	336	▲91
子育てサロン	188	263	75
合計	2,793	3,750	957

5 今後の対応

利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表） 新旧対照表

改正前			改正後		
番号	条件	指数	番号	条件	指数
1～19	略	略	1～19	略	略
20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限等による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4	21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4
22～27	略	略	22～27	略	略

実施指数が同点時の優先順位 新旧対照表

改正前		改正後	
番号	条件	番号	条件
1	区内在住者（転入予定者含む）を優先する	<u>1</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>
2	ひとり親世帯を優先する	2	区内在住者（転入予定者含む）を優先する
3	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する	3	ひとり親世帯を優先する
4	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する	4	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する
<u>5</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>	5	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する
6～18	略	6～18	略

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について																																								
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課																																								
内容	<p>東京都が進める第2子の保育料無償化の方針を受けて、令和5年10月から開始した足立区における就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について報告する。</p> <p>1 第2子以降の保育料が無償相当となる就学前教育・保育施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 認可保育施設等</td> <td>ア 認可保育所</td> <td>153 園</td> </tr> <tr> <td>イ 認定こども園</td> <td>7 園</td> </tr> <tr> <td>ウ 小規模保育</td> <td>26 施設</td> </tr> <tr> <td>エ 家庭的保育（保育ママ）</td> <td>103 施設</td> </tr> <tr> <td>オ 区立認可外保育施設</td> <td>2 園</td> </tr> <tr> <td>(2) 認証保育所</td> <td></td> <td>33 園</td> </tr> <tr> <td>(3) 私立幼稚園</td> <td></td> <td>46 園</td> </tr> <tr> <td>(4) ベビーシッター（待機児童支援）</td> <td></td> <td>17 事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 認可保育施設等の第2子保育料無償化の実施</p> <p>(1) 認可保育施設等の第2子（0～2歳児・課税世帯）の保育料を無償化する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">子ども数</th> <th colspan="2">0～2歳児クラス</th> <th>3～5歳児クラス</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)</td> <td rowspan="3">無償 (約600人)</td> <td rowspan="3">無償 (約7,600人)</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>無償(約800人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※（ ）内の人数は対象者数</p> <p>(2) 上記の無償化実施については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に令和5年7月20日に諮問し、同年8月8日に答申を受け、条例改正案が第3回足立区議会定例会で可決された。</p>				区 分	施設数	(1) 認可保育施設等	ア 認可保育所	153 園	イ 認定こども園	7 園	ウ 小規模保育	26 施設	エ 家庭的保育（保育ママ）	103 施設	オ 区立認可外保育施設	2 園	(2) 認証保育所		33 園	(3) 私立幼稚園		46 園	(4) ベビーシッター（待機児童支援）		17 事業者	子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	課税	非課税	所得制限なし	第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)	第2子	無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]	第3子以降	無償(約800人)
		区 分	施設数																																						
(1) 認可保育施設等	ア 認可保育所	153 園																																							
	イ 認定こども園	7 園																																							
	ウ 小規模保育	26 施設																																							
	エ 家庭的保育（保育ママ）	103 施設																																							
	オ 区立認可外保育施設	2 園																																							
(2) 認証保育所		33 園																																							
(3) 私立幼稚園		46 園																																							
(4) ベビーシッター（待機児童支援）		17 事業者																																							
子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス																																						
	課税	非課税	所得制限なし																																						
第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)																																						
第2子	無償(約1,900人) [実施前:第1子保育料の半額]																																								
第3子以降	無償(約800人)																																								

3 認証保育所利用者への第2子に対する補助額拡充の実施

クラス年齢に関わらず、第2子に対する補助額を第3子と同額まで拡充する。

[保育の必要性なし]

子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	月 40,000 円まで 補助	月 42,000 円まで 補助	月 37,000 円まで 補助
第2子	拡充 月 67,000 円まで補助 (約 270 人) [拡充前： 月 54,000 円まで]	拡充 月 67,000 円まで補助 (約 10 人) [拡充前： 月 55,000 円まで]	拡充 月 57,000 円まで 補助 (約 20 人) [拡充前： 月 47,000 円まで]
第3子以降	月 67,000 円まで 補助	月 67,000 円まで 補助	月 57,000 円まで 補助

※ () 内の人数は対象者数

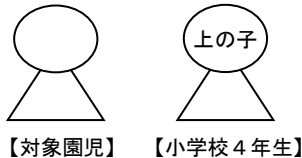
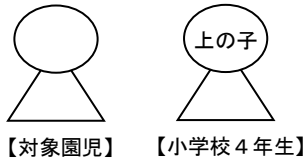
[保育の必要性あり]

子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	上記第1子と同じ	月 67,000 円まで 補助	月 57,000 円まで 補助
第2子	上記第2子と同じ		
第3子以降	上記第3子以降と同じ		

4 私立幼稚園の利用者への補助拡充の実施

(1) 多子計算に係る年齢制限の緩和

対象園児が、その世帯で何番目の子であるかを計算する際に、改正前は小学校3年生までという制限があるが、これを以下のとおり緩和する（保育園はすでに緩和済み）。

改正前	改正後
小学校3年生までの兄・姉	年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉
 <p>【対象園児】 第1子</p> <p>【小学校4年生】</p> <p>小学校3年生を超えているので、多子計算上では「第1子」となる。</p>	 <p>【対象園児】 第2子</p> <p>【小学校4年生】</p> <p>年齢制限が緩和されることで、多子計算上でも「第2子」となる。</p>

(2) 預かり保育を利用する満3歳児

満3歳児クラス（保育園でいう2歳児クラス）で3歳になった園児が預かり保育を利用する場合、非課税世帯のみ月16,300円を上限に補助を行っていたが、これを課税世帯であっても第2子以降であれば、同様に月16,300円まで補助する。

	世帯状況	子ども数	満3歳児クラス（約300名）	
			2歳	3歳
教育時間 9時～14時	問わず	問わず	拡充 [R5～] 月33,000円まで 補助 [拡充前： 月3,500円]	月33,000円まで 補助
預かり保育 （要保育の 必要性） 14時～	課税	第1子	補助なし	補助なし
		第2子	区独自補助 月16,300円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]	都事業 月16,300円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]
		第3子以降		
	非課税	問わず		月16,300円まで

※（ ）内の人数は対象者数

5 ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）における、利用料補助の新設

(1) 内容

認可保育施設の待機児が利用料1時間150円でベビーシッターを利用できる制度について、今回課税世帯0～2歳児の第2子以降を対象に、この利用料に対して補助することとし、実質無償化する。

(2) 補助額

保育標準認定 = 月額33,000円限度（11時間×20日）

保育短時間認定 = 月額24,000円限度（8時間×20日）

子ども数	0～2歳児		3～5歳児
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	補助制度無し	国制度	国制度
第2子	新設 月33,000円まで 補助 （約10人）	（子育てのための施設等利用費）	（子育てのための施設等利用費）
第3子以降		月42,000円まで 補助	月37,000円まで 補助

※（ ）内の人数は対象者数

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	子育てホームサポーターによる「家事補助」支援の実施について
所管部課	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	<p>子育てホームサポーターによる「家事補助」支援の実施について、次のとおり報告する。</p> <p>1 概要 乳幼児期の子どもを養育する者が一時的に家事に関する養育支援を必要とする場合、子育てホームサポーターが保護者宅を訪問して乳幼児の身の回り支援としての「家事補助」支援を行う。</p> <p>2 対象児童・保護者 2歳未満の児童及び同居する保護者</p> <p>3 支援内容 (1) 支援内容 乳幼児の身の回りの世話として保護者が行う家事（掃除、洗濯、簡易な調理、整理・整頓など）の補助 (2) 支援時間 1日1回1時間以内</p> <p>4 実施方法 子ども預かり・送迎等支援事業の支援内容を拡充して実施する。</p> <p>5 利用者負担（1時間あたり） (1) 平日の午前8時から午後6時 500円 (2) (1)以外の午前6時から午後10時 800円</p> <p>6 開始時期 令和5年11月</p>